

法遵守状況の自主点検の要請（フォローアップの開始）について

令和5年9月20日
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年9月14日、下請法違反行為が多く認められる19業種（このうち5業種は荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、同年12月14日、法遵守状況の自主点検の結果を取りまとめ、公表した。

法遵守状況の自主点検の結果においては、関係事業者団体及び事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組の強化の内容についても記載したところ、本日、以下のとおりフォローアップを開始することとした。

○ 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

公正取引委員会は、令和4年12月27日、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果を取りまとめ、公表した。また、令和5年6月1日、令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果を取りまとめ、公表した。

今般、これらの調査における注意喚起文書の送付件数又は割合が多かった業種も追加し、法違反等が多く認められる27業種（このうち8業種は荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。**別紙**における取引適正化に向けた取組強化の把握を行うこととした。具体的には、公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連名により、当該27業種に該当する事業者団体に対し、傘下企業による自主点検（取引適正化に向けた取組強化に係る回答を含む。）の実施を要請することとした。

○ 自主点検の結果等を踏まえたフォローアップ

今後、公正取引委員会及び中小企業庁は、令和5年内を目途に、点検結果を取りまとめるとともに、公正取引委員会及び中小企業庁が把握している情報に基づき検証・評価を行うことによりフォローアップとして公表し、事業者や事業者団体が自主的取組の点検・改善を繰り返していくことにつなげていくこととする。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話 03-3581-3373（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

法違反等が多く認められる業種における法遵守状況の自主点検の対象業種一覧

番号	業種名 ^(注1)	追加 ^(注2)	荷主物流 ^(注3)
1	総合工事業	○	
2	化学工業		○
3	鉄鋼業		
4	非鉄金属製造業		
5	金属製品製造業		
6	はん用機械器具製造業		
7	生産用機械器具製造業		○
8	業務用機械器具製造業		
9	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
10	電気機械器具製造業		
11	情報通信機械器具製造業		
12	輸送用機械器具製造業		○
13	放送業		○
14	情報サービス業		
15	映像・音声・文字情報制作業		
16	道路貨物運送業		
17	各種商品卸売業		○
18	飲食料品卸売業	○	
19	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	○	○
20	機械器具卸売業		○
21	飲食料品小売業	○	
22	機械器具小売業	○	
23	不動産取引業	○	
24	不動産賃貸業・管理業	○	
25	広告業		
26	技術サービス業		
27	協同組合	○	○

注1 業種名は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。

注2 「追加」欄の「○」は、昨年から追加された業種であることを示している。

注3 「荷主物流」欄の「○」は、荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為
が多く認められる業種にも該当することを示している。

転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果について

令和4年12月14日
公正取引委員会
中小企業庁

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。

公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、法違反が多く認められる業種について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検の実施を要請したところ、本日、自主点検の結果等について、「法遵守状況の自主点検結果報告書」（別添）を取りまとめた。

今般の自主点検の結果において例示された業種をはじめとして、事業者や事業者団体においては、適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底と併せて、法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保が求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、事業所管省庁と連携して、今般の自主点検の結果や関連施策の周知徹底を図りつつ、自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じ、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく。

(略)

「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について

令和5年3月1日
公正取引委員会

(略)

令和4年3月30日、公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージの内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（以下「緊急調査」という。）の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。

今般、公正取引委員会は、このような緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、以下のとおり、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。

公正取引委員会としては、今後、発注者からの積極的な価格転嫁に向けた協議が重要であることなどを改めて周知徹底するとともに、緊急調査のフォローアップを含む転嫁円滑化に向けた更なる調査を実施するほか、引き続き、価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。

(略)

第2 下請法の執行強化等

(略)

3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年9月14日、下請法違反行為が多く認められる19業種（このうち5業種は荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、同年12月14日、法遵守状況の自主点検の結果を取りまとめ、公表した。

法遵守状況の自主点検の結果においては、関係事業者団体及び事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組の強化の内容についても記載したところ、今後、公正取引委員会は、関係省庁とも連携し、関係事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組の強化の内容について、緊急調査において、注意喚起文書の送付件数又は割合が多かった業種も対象に加えつつ、令和5年内を目途に必要なフォローアップを行う。

公取企第34号
令和5年3月15日

関係事業者団体代表者 殿

公正取引委員会委員長
(公印省略)

円滑な価格転嫁の実現に向けて（要請）

政府として、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、令和3年12月27日の閣議了解に掲げられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」や、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を推進してきている中、公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）上の「買いたたき」や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）上の「優越的地位の濫用」に関する執行強化など、中小事業者等の適正な価格転嫁に向けた取組を進めているところです。

さらに、公正取引委員会として、価格交渉促進月間が始まった令和5年3月1日、適正な価格転嫁の実現に向けた更なる取組方針を取りまとめ、別添のとおり、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「令和5年アクションプラン」といいます。）として公表しました。

貴団体におかれましては、下記の要請事項について会員事業者への周知をお願いいたします。

（略）

3 公正取引委員会は、令和5年アクションプランにおいて、今後、関係省庁とも連携し、法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握を行うこととしました（フォローアップ予定業種については、後記の「参考」を参照ください。）。

フォローアップの対象となる関係事業者団体におかれましては、取引適正化に向けた必要な取組の強化及び令和5年秋を目途に開始を予定しているフォローアップへの積極的な御協力をお願いいたします。